

定期監査の結果

1 監査の期間

平成25年8月1日から平成25年8月16日

2 監査の対象

(1) 対象部課

消防本部総務課、予防課及び消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

(2) 対象期間

平成25年4月1日から平成25年6月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア 土地賃貸借契約において、自動更新条項が規定されているが、民法上の契約は成立するものの、地方自治法第232条の3の規定により、後年度予算の裏付けのない契約は締結できないとされており、会計年度独立の原則からも適正な処理とは言えない。今後は長期継続契約も考慮した上で契約を締結されたい。

イ 職員の時間外勤務手当の支払いで週休日の手当の支給率に誤りがあった。

事務執行のための確認体制を確立されたい。

ウ 収入印紙の受払簿が作成されていなかった。

収入印紙は金券であるので、物品管理要綱第10条の規定により受払簿を作成し適正な管理をされたい。

エ 消防職員被服等の貸与品整理簿が平成21年度から更新されていなかった。

被服等の貸与については、西尾市消防職員被服等貸与規程第6条、西尾市職員被服等貸与規程第14条の規定により適切な管理をされたい。

オ 水防団及び警防団の物品貸与簿が備えられていなかった。

被服の貸与については、西尾市水防団及び警防団に関する規則第5条第2項の規定により貸与簿を整備し適正な管理をされたい。

(2) 予防課

なし

(3) 消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

なし